

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○特定非営利活動促進法施行細則及び京都府産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)	121
○京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則 (薬務課)	122
告 示	
○京都府職員住宅管理規程の一部を改正する告示 (職員総務課)	〃
○落札者の決定 (入札課)	〃
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要 (南丹保健所)	123
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づき知事が定める数 (医療保険政策課)	125
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定 (水産事務所)	126
○保安林の指定予定 (京都林務事務所)	〃
○道路の区域変更 (中丹東土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (〃)	127

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局)	127
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の公告 (〃)	128
○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所)	〃
○建築基準法に基づく区域の認定 (山城北土木事務所)	〃
○建築基準法に基づく区域の認定の取消し (〃)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	129
府 議 会	
○京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程	〃
公 安 委 員 会	
○京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則	〃
○警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則	130
○京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	132
○落札者の決定	〃

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行細則及び京都府産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則
京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第 5 号

特定非営利活動促進法施行細則及び京都府産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第 2 条第15項」を「第 2 条第16項」に改める。

- 特定非営利活動促進法施行細則 (平成10年京都府規則第35号) 第29条第 9 項第 2 号ア(イ)
- 京都府産業廃棄物税条例施行規則 (平成16年京都府規則第43号) 第25条第 7 項第 1 号

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

京都府規則第 6 号

京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

京都府保健所長に権限を委任する規則（昭和55年京都府規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表の 5 の表大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の項中「第21条第 1 項」を「第22条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

告 示

京都府告示第83号

京都府職員住宅管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府職員住宅管理規程の一部を改正する告示

京都府職員住宅管理規程（昭和34年京都府告示第478号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 京都府亀岡職員住宅の項を削る。

別表第 2 京都府亀岡職員住宅の駐車場の項を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



京都府告示第84号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 契約事項の名称

令和 7 年度複写サービスに係る基本契約（70枚／分以上機）

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 落札決定日

令和 7 年 2 月 4 日

(4) 落札者の名称及び所在地

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社京都支社

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地 1

(5) 落札金額

126, 207, 298円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和 6 年12月20日

2 (1) 契約事項の名称

令和 7 年度複写サービスに係る基本契約（60枚／分以上機）

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 落札決定日

令和 7 年 2 月 4 日

(4) 落札者の名称及び所在地

コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部

京都市伏見区深草堀田町10番 1 号 京阪藤の森ビル 9 F

(5) 落札金額

53, 786, 861円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和 6 年12月20日

3 (1) 契約事項の名称

令和 7 年度複写サービスに係る基本契約（40枚／分以上機）

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 落札決定日

令和 7 年 2 月 4 日

(4) 落札者の名称及び所在地

株式会社三井田商事

京都市伏見区竹田西内畑町19番地

(5) 落札金額

19, 682, 415円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

- 令和 6 年 12 月 20 日
- 4(1) 契約事項の名称
令和 7 年度複写サービスに係る基本契約（フルカラー 20 枚／分以上機）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 落札決定日
令和 7 年 2 月 4 日
- (4) 落札者の名称及び所在地
コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部
京都市伏見区深草堀田町 10 番 1 号 京阪藤の森ビル 9 F
- (5) 落札金額
17,656,495 円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和 6 年 12 月 20 日
- 5(1) 契約事項の名称
令和 7 年度複写サービスに係る基本契約（フルカラー 45 枚／分以上機）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 落札決定日
令和 7 年 2 月 4 日
- (4) 落札者の名称及び所在地

- コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部
京都市伏見区深草堀田町 10 番 1 号 京阪藤の森ビル 9 F
- (5) 落札金額
76,118,011 円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和 6 年 12 月 20 日
- 6(1) 契約事項の名称
令和 7 年度複写サービスに係る基本契約（フルカラー 65 枚／分以上機）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 落札決定日
令和 7 年 2 月 4 日
- (4) 落札者の名称及び所在地
コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部
京都市伏見区深草堀田町 10 番 1 号 京阪藤の森ビル 9 F
- (5) 落札金額
79,040,412 円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和 6 年 12 月 20 日

京都府告示第 85 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の 1 のとおりである。

なお、同条第 4 項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の 2 のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
名 称 南丹市
所在地 南丹市園部町小桜町 47 番地

代表者 南丹市長 西村 良平

(2) 事業場の名称及び所在地

名 称 南丹市学校給食共同調理場

所在地 南丹市園部町船岡新長畑 5 番 1

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 第66号の 4 に掲げる共同調理場に設置されるちゅう房施設 1 基

イ 能力

1,800食／日

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第 5 条第 1 項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日から540日を経過した日

使用開始予定年月日 完成の日

エ 使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間

9 時から16時までの 7 時間

オ 使用の季節的変動

夏季休暇、冬季休暇及び春季休暇の各期間中、使用量が 9 割以上減少する。

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の 1 日当たりの通常値及び最大の値

別表 1 のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表 2 のとおり

イ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第 5 条第 1 項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日から540日を経過した日

使用開始予定年月日 完成の日

ウ 使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間

終日

エ 使用の季節変動

夏季休暇、冬期休暇及び春季休暇の各期間中、使用量が減少する。

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の 1 日当たりの通常値及び最大の値

別表 3 のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和 7 年 2 月 28 日から令和 7 年 3 月 21 日まで

(2) 場所

関係書類を京都府南丹保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、南丹市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表 1

項 目 区 分	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値								汚水等 の 量
	p H	B O D	C O D	浮 遊 物 質 量	窒 素	りん 燐	油 分	大腸菌 群 数	
通 常	5.8～8.6	mg/L 700	mg/L 350	mg/L 250	mg/L 40	mg/L 5	mg/L 100	個/cm ³ 無数	m ³ /日 50
最 大	5.8～8.6	700	350	250	40	5	100	無数	60

別表 2

種 類	構 造	能 力	処理の方法
排水処理施設	鉄筋コンクリート補強FRP製	60 m ³ /日	膜分離活性汚泥方式

別表 3

項 目 区 分			汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値								汚水等
			p H	B O D	C O D	浮 遊 物 質 量	窒 素	リン	油 分	大腸菌 群 数	の 量
排 水 処 理 施 設	通 常	処理前	5.8～8.6	mg/L 700	mg/L 350	mg/L 250	mg/L 40	mg/L 5	mg/L 100	個/cm ³ 無数	m ³ /日 50
		処理後	5.8～8.6	20	20	70	15	2	20	3,000 未満	50
	最 大	処理前	5.8～8.6	700	350	250	40	5	100	無数	60
		処理後	5.8～8.6	20	20	70	15	2	20	3,000 未満	60

京都府告示第86号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 令第9条第3項の規定により知事が定める医療費指

数反映係数は、1とする。

2 令第9条第5項の規定により知事が定める一般納付金所得係数は、0.8550319991500とする。

3 令第9条第8項の規定により知事が定める一般納付金基礎額調整係数は、0.9577444624327とする。

4 令第9条第9項の規定により知事が定める一般納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

5 令第10条第3項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数は、0.8544953486096とする。

6 令第10条第6項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、0.999999991366

とする。

- 7 令第10条第7項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。
- 8 令第11条第3項の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数は、0.8309024562483とする。
- 9 令第11条第6項の規定により知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数は、0.9999999972509とする。
- 10 令第11条第7項の規定により知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

京都府告示第87号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

丹後町加入区

京都府告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
乙訓郡大山崎町字大山崎小字白味才62（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都

府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、大山崎町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
乙訓郡大山崎町字大山崎小字横山32（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、大山崎町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年2月28日から令和7年3月14日まで縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 178号
- (3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
舞鶴市字和江小字和田10604 の 2 から	前	最小 11.8 ^m 最大 19.8	63.4 ^m
舞鶴市字和江小字和田10604 の 2 まで	後	最小 12.3 最大 19.8	

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
(2) 路 線 名 物部西舞鶴線
(3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
舞鶴市字上福井小字白髭1010 の 1 から	前	最小 8.2 ^m 最大 18.3	193.9 ^m
舞鶴市字上福井小字家下56の 1 まで	後	最小 8.7 最大 18.3	

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年2月28日から令和7年3月14日まで縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 28 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
2 路 線 名 178号
3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
舞鶴市字和江小字和田10604の 2 から 舞鶴市字和江小字和田10604の 2 まで	令和 7 年 2 月 28 日

4 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により精華町から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 7 年 2 月 28 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス精華台店
相楽郡精華町精華台三丁目12番13ほか
- 届出者の名称及び住所
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
令和 6 年 9 月 27 日
- 意見の概要
 - 周辺の交通安全対策について、既に警察と協議済みと説明を受けたが、交通安全対策を検討すること。特に、敷地へ入出庫する車両に対し、適切な表示や歩道歩行者の安全確保対策をすること。
 - 地域の防犯対策として、各種制度への登録、防犯啓発活動への協力を検討すること。また、青少年のたまり場にならないように警察と連携すること。
 - 想定外の災害が発生する昨今、各種災害時の対応計画を作成し、有事の際には物資提供等に努めること。
 - 大規模小売店舗立地法に基づく環境対策を遵守するとともに、各種法律に即した店舗運営を行うこと。特に騒音について、騒音予測等では基準値内に収まっているが、運用時に苦情等が発生する場合は、誠意をもって対応すること。
 - 各種イベントへの協力や周辺の清掃活動など、地域貢献への対応を検討すること。
 - 京都府内で若年層の薬物逮捕者が増えている中で、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）が問題になっている。適切に販売するよう努めること。
- 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 縦覧期間
令和 7 年 2 月 28 日から令和 7 年 3 月 28 日まで



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を南山城村役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

交野市向井田二丁目 1 番 1 号

田代 栄一

豊中市東豊中町四丁目 2 番 8 号

東城商事株式会社

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和 7 年京都府告示第41号による。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を南山城村役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

京都市中京区衣棚通夷川下る 堅大恩寺町733番地 2

植田 喜裕

高市郡八木町大字北八木179番地

奥村 徳松

相楽郡大河原村字野殿第22番戸

木戸元 安五郎

橿原市醍醐348番地 3

太宏林業株式会社

大阪市北区松ヶ枝町 7 番19号

中井 照子

門真市大字桑才46番地の 1

中道 尚孝

御所市大字池之内587番地 県営住宅51棟401号

中村 里子

交野市大字星田3435番地の 2

裕本 興市

吹田市大字南27番地

森岡 正太郎

大阪市旭区大宮一丁目14番21号

山中 昭子

東京都中野区中野三丁目47番 4 - 621号

吉岡 真一

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和 7 年京都府告示第42号による。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
乙第641号	令 7. 2. 19	京都府乙 訓土木事 務所	向日市上植 野町南小路 63の 2	m 11. 0	最小 m 6. 0 最大 m 6. 0

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第 2 項の規定による認定を次のとおり行った。

なお、その関係図書は、所管の京都府土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認 定 年月日	所管土木 事務所名	建築物の 位 置	対象区域に含まれる 土地の地名地番
令 7. 2. 19	京都府山 城北土木 事務所	上記関係 図書に表 示のとおり	城陽市寺田林ノ口11の87の一部、 深谷 1、89の 1、89の 2 の一部、 171、宮ノ谷 11 の 35、11 の 38、 11 の 230 の一部、11 の 231、11 の 233、11 の 234 の一部

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の 5 第 2 項の規定による認定の取消しを次のとおり行った。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取 消 年月日	所管土木 事務所名	対象区域に含まれる 土地の地名地番
令 7. 2. 19	京都府山 城北土木 事務所	城陽市寺田林ノ口11の87、深谷 1、89の 1、 89の 2、171、宮ノ谷11の35、11の38、11 の230から11の234まで、11の239、40の 2、 40の41



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に
関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
乙訓郡大山崎町字大山崎小字尻江38の 2、38の 4、
38の 5
(関連区域)
乙訓郡大山崎町字大山崎小字尻江38の 1 の一部、38
の 3 の一部、39の 2 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
向日市上植野町落堀17の 1
四辻木材興業株式会社

府 議 会

京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正す
る規程を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府議会議長 石 田 宗 久

京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改 正する規程

京都府議会個人情報保護条例施行規程（令和 5 年 3 月
31 日制定）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」
を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第 7 号中「保
険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・
番号等」に改め、同条第 8 号中「保険者番号及び被保険
者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同
条第 10 号中「番号」の右に「又は同法第 95 条の 2 第 2 項
第 1 号の免許情報記録の番号」を加え、同条第 11 号中「保
険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・
番号等」に改め、同条第 14 号中「保険者番号及び被保険
者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第 8 条第 8 項第 1 号及び第 2 号中「又は報酬、」を「若
しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第 10 条第 1 項第 1 号中「、健康保険の被保険者証」を
削る。

第 30 条の見出しを「(条例の施行状況の公表)」に改め、
同条中「運用状況の」を削る。

別記第 2 号様式、別記第 9 号様式及び別記第 14 号様式
中「☐健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条
第 10 号の改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

公 安 委 員 会

京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第 1 号

京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織 規則の一部を改正する規則

(京都府警察署組織規則の一部改正)

第 1 条 京都府警察署組織規則（昭和 35 年京都府公安委
員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「警務課」の右に「、事務管理課」
を加える。

(京都府警察本部等組織規則の一部改正)

第 2 条 京都府警察本部等組織規則（昭和 42 年京都府公
安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「こと」の右に「(事務管理課の所
掌に属するものを除く。)」を加える。

第 7 条中「3 課」を「4 課」に、「警務課」を
「警 務 課
事務管理課」に改める。

第 8 条中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号
とし、第 10 号から第 14 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(事務管理課)

第 8 条の 2 事務管理課においては、次に掲げる事務を
つかさどる。

- (1) 働き方改革の推進に関する調査、研究、企画及び
調整に関すること。
- (2) 勤務制度に関すること。

- (3) 警察職員の給与に関すること。
 (4) 警察職員の公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
 (5) 勤務管理センターに関すること。

第14条第2号中「こと」の右に「(生活保安課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第3号中「こと」の右に「(生活保安課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第16条中第16号を第18号とし、第15号を第17号と

し、第14号の次に次の2号を加える。

- (15) ストーカー行為等の規制等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。
 (16) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。

警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府公安委員会
 委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第 2 号

警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員に関する規則（昭和40年京都府公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表

組織別		階級別	警 察 官					警察官以 外の職員	合 計
			警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査		
総務部	公 安 委 員 会 補 佐 室		1		1	1		3	4
	総 務 課		5	3	9	1		18	32
	情 報 管 理 課		1	2	3	4	4	14	43
	広 報 応 接 課		2	2	9	9	18	40	42
	会 計 課		2	2	9			13	56
	装 備 課		1	1	4		1	7	24
	留 置 管 理 課		3	4	20	13	15	55	55
警務部	警 務 課		8	6	17	2		33	46
	事 務 管 理 課			2	2			4	39
	厚 生 課		1	1				2	28
	教 養 課		1	4	16	3	3	27	29
生活安全部	監 察 官 室		6	5	12			23	24
	生 活 安 全 企 画 課		5	7	23	8		43	48
	人 身 安 全 対 策 課		2	5	15	13	10	45	45
	少 年 課		2	6	14	11	2	35	37
生活安全部	生 活 保 安 課		2	4	18	16	2	42	42

地域部	地域課	4	6	15	5	2	32	3	35
	通信指令課	4	5	27	6		42	1	43
	機動警ら課	1	3	13	24	30	71		71
	鉄道警察隊	1	1	8	9	8	27	1	28
刑事部	刑事企画課	4	3	12	1		20	10	30
	捜査第一課	6	15	27	21	1	70		70
	捜査第二課	3	6	21	12	2	44		44
	捜査第三課	2	4	15	14	1	36		36
	捜査第四課	5	12	36	33	10	96		96
	捜査第五課	2	7	16	17	1	43	1	44
	犯罪情報分析課	1	4	16	13	1	35	4	39
	鑑識課	1	3	15	15	8	42	11	53
	科学捜査研究所		1				1	31	32
	機動捜査隊	1	4	11	13	12	41		41
交通部	交通企画課	5	5	15	7	2	34	6	40
	交通規制課	2	5	14	6	1	28	14	42
	交通指導課	3	4	15	6	3	31	5	36
	交通捜査課	2	4	22	23	2	53		53
	運転免許試験課	4	4	33	11	2	54	50	104
	交通機動隊	1	1	6	21	47	76	1	77
	高速道路交通警察隊	1	2	6	19	18	46	1	47
警備部	警備第一課	4	4	12	8	4	32	12	44
	警備第二課	1	4	10	12	9	36		36
	公安課	3	9	25	24	15	76		76
	警衛警護課	3	4	11	8	4	30		30
	外事課	2	7	33	25	8	75		75
	機動隊	2	8	17	29	75	131	2	133
サイバー対策本部	サイバー企画課	4	2	7	6	3	22	2	24
	サイバー捜査課	2	4	13	18	3	40		40
	サイバー攻撃対策課	1	1	4	1	2	9		9
市警察部企画課		1	1	2			4		4
警察学校		2	3	20	2	1	28	8	36
警察本部計		120	200	669	490	330	1,809	353	2,162
警	川端	2	6	32	37	25	102	5	107
	上京	2	6	37	46	42	133	5	138
	東山	1	8	48	64	67	188	6	194
	中京	5	10	71	102	112	300	9	309
	下京	1	11	62	87	99	260	12	272
	下鴨	2	5	42	56	56	161	6	167
	伏見	5	10	65	99	126	305	9	314
	山科	5	9	63	86	101	264	7	271

警 察 署	右	京	4	10	60	88	108	270	9	279
	南		2	11	59	74	78	224	8	232
	北		2	6	43	52	54	157	6	163
	西	京	2	6	46	61	59	174	6	180
	向	日 町	2	6	53	67	62	190	7	197
	宇	治	2	11	58	78	94	243	8	251
	城	陽	2	6	32	41	28	109	5	114
	八	幡	2	6	31	44	34	117	6	123
	田	辺	2	6	33	40	31	112	5	117
	木	津	2	6	34	49	44	135	5	140
	亀	岡	2	6	35	47	38	128	5	133
	南	丹	2	6	32	43	31	114	5	119
	綾	部	2	6	27	27	17	79	4	83
	福	知 山	2	6	38	48	41	135	6	141
	舞	鶴	2	7	43	60	42	154	9	163
	宮	津	2	6	31	33	24	96	6	102
	京	丹 後	2	8	38	44	33	125	5	130
警 察 署 計			59	184	1,113	1,473	1,446	4,275	164	4,439
警 察 本 部 警 察 署 合 計			179	384	1,782	1,963	1,776	6,084	517	6,601
初 任 科 生 ・ 調 整				14	148	33	281	476	140	616
総 計			179	398	1,930	1,996	2,057	6,560	657	7,217

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。



京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第 3 号

京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 22 年京都府公安委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「公安委員会の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。



京都府警察本部告示第 27 号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 2 月 28 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量
レギュラーガソリン 80,000 リットル

- | | |
|---|---|
| 2 | 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3 |
| 3 | 落札者を決定した日
令和 6 年12月20日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地
伊丹産業株式会社
伊丹市中央 5 丁目 5 番10号 |
| 5 | 落札金額
13, 041, 600円 |
| 6 | 契約の方法
一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日
令和 6 年 2 月27日 |